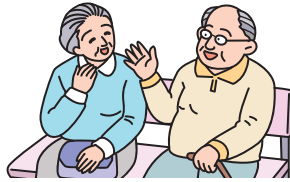


介護保険

65歳以上の方に送付します 介護保険料の通知書



65歳以上の方が納める介護保険料は5段階に分かれています。また、納付方法は特別徴収と普通徴収があります。

区分	対象者	年間保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 ● 生活保護の受給者 	22,500円
第2段階	本人及び世帯全員が町民税非課税	33,700円
第3段階	本人が町民税非課税（世帯内に町民税課税者がいる場合）	45,000円
第4段階	本人が町民税課税で合計所得金額が200万円未満の方	56,200円
第5段階	本人が町民税課税で合計所得金額が200万円以上の方	67,500円

特別徴収（年金天引き）の方

保険料は2カ月ごとに年金から天引きされます。年間介護保険料は7月以降に決定のため次のような納付方法になります。

区分	納付月	納付保険料
16年度	2月	前年度分を納付
17年度	（仮徴収）4・6・8月	2月分と同額をそれぞれの月に納付
	（本徴収）10・12・18年2月	確定した年間保険料から仮徴収分を差し引いて3回に分けて納付

平成18年度も同様な納入方法になります。

普通徴収（納付書又は口座振替による納付）の方

通知書と共に納付書（口座振替の方は通知書のみ）を送付しますので、9期で納付してください。また、今年度から特別徴収になる方は、10月から年金天引きが始まりますが、9月までは納付書で納付してください。

口座振替（自動払込み）が便利です

普通徴収の保険料の納付には口座振替が便利です。預貯金通帳、印鑑（通帳に使用のもの）納付書を持参し、口座のある金融機関または郵便局へお申し込みください。

介護保険料減免制度～所得の減少などで保険料の納付が困難な場合は、保険料の減免申請ができます。

減免基準

世帯全員が町民税非課税。世帯全員の前年収入の合計が単身世帯で120万円、2人世帯で160万円（以降1人につき50万円を加算）以下。

世帯全員の預貯金の合計額が350万円以下。別世帯の市町村民税課税者に扶養（税・健康保険）されていない。世帯全員が居住用以外に不動産を所有していない。

申請に必要なもの

- ①世帯全員の前年収入がわかるもの。
- ②世帯全員の預貯金額がわかるもの。
- ③健康保険証（16年度の保険料が減免されていた方も申請が必要です。）

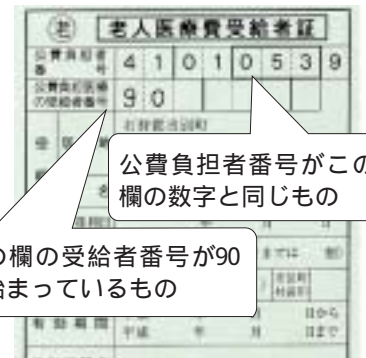
申請・詳細 福祉課介護サービス係（「ゆとろ」内・☎23-3029）

福祉

該当する方は受けられます 道の老人医療給付事業

町では、これまで行っていた老人医療費助成制度を7月末日限りで廃止することにしました。

8月1日以降、次の受給者証は使用できませんので、ご注意ください。



公費負担者番号がこの欄の数字と同じもの

この欄の受給者番号が90で始まっているもの

なお、一定要件を満たす方は、北海道の老人医療給付事業「道老」により町の老人医療制度「町老」と同様の医療費の助成が受けられる場合もありますので、お問い合わせください。

「道老」の該当要件

18歳以上の子がいない昭和14年7月31日以前生まれの70歳未満で、次の世帯に該当する方。

- ①6カ月以上一人暮らしをしている老人単身世帯
- ②配偶者が60歳以上の老人夫婦世帯
- ③老人と児童（18歳未満）の世帯
家族や別居の子の所得制限があるほか、二世帯住宅で居住の場合や受給対象者が健康保険未加入の場合などは対象外となります。

提出書類には、戸籍謄本・別居の子の所得証明などが必要です。

問合せ 福祉課福祉係（「ゆとろ」内・☎23-3019）

墓地の 使用者 探しています

町の墓地使用条例では、「使用許可を受けてから1年以内に使用」となっていますが、現在は未使用区画が多数あります。町では、未使用区画の整理を目的に墓地の現地調査を行っていますので、お心当たりの方は、環境対策課（☎23-2503）にご連絡願います。

お知らせ

平成16年度 情報公開条例等の開示の状況

町は、町民の町政への信頼と理解を深めていただき、より一層開かれた町政を目指し努めています。

平成16年度の「当別町情報公開条例」と「当別町個人情報保護条例」に基づく開示の状況をお知らせします。

①情報開示請求状況

開示請求なし

②個人情報開示請求状況

開示請求なし

▼問合せ 総務課総務係 (☎23 - 2330)

傍聴

第3期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画策定委員会

町では、「思いやりと生きがいを感じられるまちづくり」をめざして計画を策定します。

策定委員会は公開していますので、傍聴してみませんか。

日時 7月8日(金) 19時～
(2時間程度)

場所 ゆとろ(西町)

議題

○計画策定にあたって(趣旨、期間、策定体制)

詳細 福祉課介護サービス係(「ゆとろ」内・☎23 - 3029)

当別写真同好会会員募集

撮影会・例会・文化祭に出品するなどの活動をしています。

写真に興味のある方お待ちしています。



年会費 1,000円

申込み 鈴木(アラキ写真館・☎23 - 2223)

相談

職場の男女差別などに関する 相談は道労働局雇用均等室へ

北海道労働局雇用均等室では、次のような職場における男女の異なった扱いについての相談に応じています。

相談事例

運転手に応募したら女性だからと断られた。

女性は、長く勤めても管理職になれない。

妊娠を会社に報告したら、契約社員への変更に応じなければ辞めてもらうと言われた。

切迫流産で休業した直後に退職勧奨された。

上司からの性的嫌がらせを会社に相談したのに、何もしてくれない。

相談機関 北海道労働局雇用均等室 (☎011 - 709 - 2715)

受付時間 祝日を除く平日の8時30分～17時

子育て

募集します 第2期「あそびのひろば」



参加対象 受付の時点で満1歳6カ月から就学前の児童と母親。

日程と会場

火曜コース(「ゆとろ」ほか)

9月6日～11月22日(毎週火曜)

金曜コース(「ゆとろ」ほか)

9月2日～11月25日(毎週金曜)

水曜コース(ふとみ保育所)

9月7日～11月30日(毎週水曜)

木曜コース(ふとみ保育所)

9月1日～11月24日(毎週木曜)

時間 10時～11時30分

申込期間 8月1日(月)～5日(金)(受付は10時～15時)

申込み・詳細

町子育て支援センター(「ゆとろ」内・☎25 - 2658) または、ふとみ子育て支援センター(「ふとみ保育所」内・☎26 - 2353)にお申し込みください。保険料としてお子さん一人につき500円が必要となります。

徴収体制を強化します

町では、複雑化する滞納状況に対処するため、7月より職員を増やし滞納整理業務を強化します。納税に応じない滞納者には、給与・預貯金・不動産等の差押処分を積極的に実施します。

各家庭には、既に町道民税、固定資産税を通知し、今月は国民健康保険税の通知をします。納税が困難な場合には早めにご相談ください。毎週第2・4木曜日の「夜間納税相談窓口」もご利用ください。

▼問合せ 納税課納税係 (☎23 - 2341)

募集種目	応募資格	受付期間	試験日
一般曹候補学生	18歳以上 24歳未満の者	8月1日(月) ～	1次試験/9月17日(土) 2次試験/10月8日(土) ～14日(金)
曹候補士		9月8日(木)	9月25日(日)・26日(月)
2等陸・海・ 空士	18歳以上 27歳未満の者	随時	受付時に通知
自衛官募集説明会～募集種目、採用後の待遇や生活状況などを説明。 日時 7月21日(木)18時～ 会場 白樺コミセン(白樺) 問合せ 役場住民生活課住民生活係(☎23 - 3209) 募集詳細・江別募集事務所(☎011 - 383 - 8955)			

自衛官募集案内

ごみの減量化みんなで考えよう

町では、ごみ減量化やリサイクルを円滑に進めるための基本的な計画となる「ごみ減量化アクションプラン」をクリーン当別推進審議会などの検討を基に、今年2月に完成させ、取り組みを進めています。

10名の委員で審議します

今回新しく委員になっていただきました方々には、これからの廃棄物の減量、資源化、再利用の促進に関することを審議していただきます。

意見をお寄せください

アクションプランにはごみ減量化のための主な取り組みを記載していますが、今後具体的な行動を起こすためにも、皆さんのご意見をお寄せください。

集団資源回収奨励事業

《資源物 1キロ当たり 3円》

地域から出る資源物(新聞紙、一升瓶、アルミ缶など)の回収から引き渡しまでを行う団体などに奨励金として1キロ当たり3円を交付しています。

現在、育成会・老人クラブなど67団体が集団資源回収団体として登録しています。是非、本事業を活用してください。

▼事前登録・意見提出先・問合せ
環境対策課環境対策係 (☎23 - 2503/
FAX23 - 3206/Eメール
kankyo@town.tobetsu.hokkaido.jp)

◆クリーン当別推進員◆

(敬称略)

氏名	所属団体	氏名	所属団体
田中範義	保健衛生会	伊藤美穂子	スウェーデンヒルズ町内会
泉亭俊徳	観光協会	亀卦川ひろみ	青年会議所
下段キミ	消費者協会	下段 聡	商工会青年部
田辺総江	北栄町子ども会	金子景次郎	民生児童員
高島勇一	行政推進員連絡協議会	坂本千鶴	プレシャスネット

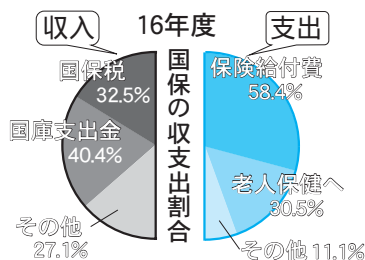
国保

国民健康保険税 第1期納期は7月15日から

国保は加入している皆さんが納める国民健康保険税を主な財源として、病気やケガで治療を受けたときなどに給付を受けることができる助け合いの制度です。

国保税は・・・

■国保加入者のために使われる。



■世帯ごとに決まる。

①国保税は世帯の所得割、資産割、均等割、平等割で計算し、限度額は、医療分で53万円、介護分で8万円となります。税率は、昨年と同様です。

②40～64歳までの方は、介護保険料を国保税とともに納めていただきます。

③平成17年7月2日以降に40歳の誕生日を迎えられる方の介護保険料は、追加分として、8月以降に納付書を郵送します。

■納税に困ったときは相談を。

◆国民健康保険に関する問合せ
住民生活課国保年金係 ☎23 - 2467

◆国保税の納税に関する問合せ
納税課納税係 ☎23 - 2341

年金

困難なときは利用できます 国民年金保険料の免除制度

国民年金の保険料を納めるのが困難なときは、申請により保険料の全額または半額の免除を受けることができます。これらは本人、配偶者、世帯主の前年所得が、いずれも免除基準額を下回る場合に承認されます。

全額免除 年金を計算するときに免除期間の3分の1を納付期間として計算されます。

半額免除 年金を計算するときに

免除期間の3分の2を納付期間として計算されます。ただし、半額の保険料を納めていないと、その期間は「未納期間」として扱われ、老後の年金額に反映されません。

半額免除を認められたときは、必ず半額の保険料額6,790円(平成17年度)を納めましょう。

追納 免除された保険料は、10年以内であれば後から納めることができます。

免除の承認期間 7月～翌年6月までで、申請手続きは国保年金係になります。平成17年1月1日現在、当別町に住居登録されていない方とご本人以外が申請する場合は、印鑑が必要です。

◆役場窓口年金相談日

7月13日(木)・27日(水)
1階国保年金係へお気軽にお越しください。

◆年金保険相談所の開設

主催 札幌北社会保険事務所
日時 7月20日(水)
10時～15時
場所 商工会館(錦町)